

# 国立大学法人東京医科歯科大学入学者選抜方法改善委員会規則

平成16年 4月 1日  
規則第87号

## (設置)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学入学試験規則第6条第2項の規定に基づき、入学者選抜方法改善委員会（以下「改善委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 改善委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・研究する。

- (1) 学部入学者選抜方法に関すること。
- (2) 学部入学者選抜に必要な資料の収集及び調査に関すること。

## (組織)

第3条 改善委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副理事
  - (2) 医学部入学試験検討委員会委員長
  - (3) 大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）の医学部入学試験検討委員会委員 1名
  - (4) 大学院保健衛生学研究科の医学部入学試験検討委員会委員 1名
  - (5) 大学院医歯学総合研究科生命理工医療科学専攻（検査系）の医学部入学試験検討委員会委員 1名
  - (6) 歯学部入学試験検討委員会委員長
  - (7) 大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（歯学系）の歯学部入学試験検討委員会委員 1名
  - (8) 大学院医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻（口腔保健学系）の歯学部入学試験検討委員会委員 2名
  - (9) 教養部教授会から選出された医学部入学試験検討委員会委員（教授）
  - (10) 教養部教授会から選出された歯学部入学試験検討委員会委員（教授）
  - (11) 改善委員会委員長が必要と認める本学の教授、准教授又は専任講師 若干名
- 2 前項第11号の委員は、学長が委嘱する。

## (委員の任期)

第4条 前条第1項第11号の委員の任期は、委員長が必要と認める期間とする。ただし、必要と認めた改善委員会委員長の任期を超えることはできない。

## (委員長)

第5条 改善委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員の中から学長が指名する。

- 2 委員長は、改善委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 改善委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めた場合には、委員以外の者を会議に出席させ、特定事項について意見を聴取することができる。

(報告)

第8条 改善委員会は、第2条各号に掲げる事項の調査・研究結果を入学試験委員会に報告する。

(専門委員会)

第9条 改善委員会に特定事項を調査・研究するため、次の専門委員会を置く。

- (1) 医学部入学試験検討委員会
- (2) 歯学部入学試験検討委員会

2 専門委員会の組織運営については、別に定める。

(庶務)

第10条 改善委員会の庶務は、統合教育機構事務部入試課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、改善委員会に関し必要な事項は、改善委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行に伴い、平成16年度中に新たに委員となった者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年4月30日までとする。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
附 則（平成19年3月29日規則第5号）抄  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
附 則（平成20年6月19日規則第26号）

- 1 この規則は、平成20年6月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2 この規則の施行の際現に委員として選出されている者は、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日規則第21号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第46号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月21日規則第39号）

この規則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成27年4月20日規則第118号）

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成28年6月9日規則第101号）

この規則は、平成28年6月9日から施行し、平成28年5月1日から適用する。

附 則（平成28年7月1日規則第111号）

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年6月1日規則第77号）

この規則は、平成29年6月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年6月21日規則第58号）

この規則は、平成30年6月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。